

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）等の関係条文

**○ 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）の関係条文（成立時のもの）**

（投票権）

第3条 日本国民で年齢満18年以上の者は、国民投票の投票権を有する。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して3年を経過した日から施行する。

ただし、第6章の規定（国会法第11章の2の次に1章を加える改正規定を除く。）並びに附則第4条、第6条及び第7条の規定は公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から、附則第3条第1項、第11条及び第12条の規定は公布の日から施行する。

（法制上の措置）

第3条 国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法（明治29年法律第89号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 前項の法制上の措置が講ぜられ、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間、第3条、第22条第1項、第35条及び第36条第1項の規定の適用については、これらの規定中「満18年以上」とあるのは、「満20年以上」とする。

**○ 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第75号）の関係条文**

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行後4年を経過するまでの間にその期日がある国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律第1条に規定する国民投票をいう。）に係る同法第3条、第22条第1項、第35条及び第36条第1項の規定の適用については、これらの規定中「満18年以上」とあるのは、「満20年以上」とする。

(法制上の措置)

- 3 国は、この法律の施行後速やかに、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、国民投票の投票権を有する者の年齢と選挙権を有する者の年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、民法（明治29年法律第89号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

## ○ 公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）の関係条文（成立時のもの）

第9条第1項及び第2項、第21条第1項、第30条の4並びに第30条の5第1項中「満20年」を「満18年」に改める。

第137条の2の見出し中「未成年者」を「年齢満18年未満の者」に改め、同条第1項中「満20年」を「満18年」に改め、同条第2項中「満20年」を「満18年」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

### 【参考】改正前の公職選挙法（抄）

（選挙権）

第9条 日本国民で年齢満20年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

（未成年者の選挙運動の禁止）

第137条の2 年齢満20年未満の者は、選挙運動をすることができない。

2 何人も、年齢満20年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。但し、選挙運動のための労務に使用する場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。ただし、附則第3条及び第11条の規定は、公布の日から施行する。

（選挙犯罪等についての少年法の特例）

第5条 家庭裁判所は、当分の間、少年法（昭和23年法律第168号）第20条第1項の規定にかかわらず、年齢満18年以上満20年未満の者が犯した公職選挙法第247条の罪若しくは同法第251条の2第1項各号（漁業法及び農業委員会等に関する法律において準用する場合を含む。）に掲げる者と認める者であって年齢満18年以上満20年未満のものが犯した同項に規定する罪、同法第251条の3第1項の組織的選挙運動管理者等と認める者であって年齢満18年以上満20年未満のものが犯した同項に規定する罪若しくは同法第251条の4第1項各号に掲げる者と認める者であって年

年齢満18年以上満20年未満のものが犯した同項に規定する罪又は海区漁業調整委員会の委員の選挙の当選人若しくは農業委員会の委員の選挙の当選人であって年齢満18年以上満20年未満のものが犯した漁業法第94条若しくは農業委員会等に関する法律第11条において読み替えて準用する公職選挙法第251条に規定する罪の事件（次項及び第3項において「連座制に係る事件」という。）について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第20条第1項の決定をしなければならない。この場合においては、同条第2項ただし書の規定を準用する。

2 連座制に係る事件に関する少年法第23条第1項の規定の適用については、同項中「第20条」とあるのは、「公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）附則第5条第1項」とする。

3 家庭裁判所は、当分の間、年齢満18年以上満20年未満の者が犯した公職選挙法（他の法律において準用する場合を含む。）及び政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に規定する罪の事件（第1項前段に規定する場合に係る連座制に係る事件を除く。）について、少年法第20条第1項の規定により検察官に送致するかどうかを決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならない。

4 年齢満18年以上満20年未満の者であるときに犯した罪に係る公職選挙法（農業委員会等に関する法律において準用する場合を含む。）、漁業法及び政治資金規正法の規定の適用については、当分の間、少年法第60条の規定は、適用しない。

（検察審査会法の適用の特例）

第7条 年齢満18年以上満20年未満の者については、当分の間、検察審査会法（昭和23年法律第147号）第6条各号に掲げる者とみなして、同法の規定を適用する。

2 検察審査会事務局長は、当分の間、検察審査会法第12条の2第1項の規定により検察審査員候補者名簿を調製したときは、直ちに、同法第9条第1項の通知をした年の次年の1月1日の時点における年齢満20年未満の者を、検察審査員候補者名簿から消除しなければならない。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の適用の特例）

第10条 年齢満18年以上満20年未満の者については、当分の間、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第15条第1項各号に掲げる者とみなして、同法の規定を適用する。

2 地方裁判所は、当分の間、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第23条第1項（同法第24条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判員候補者名簿を調製したときは、直ちに、同法

第20条第1項の通知をした年の次年の1月1日の時点における年齢満20年未満の者を、裁判員候補者名簿から削除しなければならない。

(法制上の措置)

第11条 国は、国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）第1条に規定する国民投票をいう。）の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満18年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満18年以上満20年未満の者と年齢満20年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法（明治29年法律第89号）、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

○ 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の関係条文

第4条中「20歳」を「18歳」に改める。

【参考】改正前の民法（抄）

（成年）

第4条 年齢20歳をもって、成年とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、平成34年4月1日から施行する。ただし、附則第26条の規定は、公布の日から施行する。